



平成 27 年 3 月 9 日

各 位

上場会社名 株式会社大泉製作所  
代表者 代表取締役社長 久保田 達夫  
(コード番号 6618)  
問合せ先責任者 常務取締役管理本部長 竹内 章  
(TEL 04-2953-9212)

第三者割当による行使価額修正条項付第 2 回新株予約権及び  
第 1 回無担保社債（私募債）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月 9 日開催の取締役会において、マッコーリー・バンク・リミテッドを割当先とする第三者割当の方法による第 2 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）及び第 1 回無担保社債（私募債）（以下、「本社債」といいます。）の発行を行うことを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

①本新株予約権

(1) 割 当 日	平成 27 年 3 月 25 日
(2) 発 行 新 株 予 約 権 数	10,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 5,200,000 円(新株予約権 1 個当たり 520 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	1,000,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 下限行使価額は 410 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、1,000,000 株です。
(5) 調達資金の額	688,200,000 円 (内訳) 新株予約権発行分 5,200,000 円 新株予約権行使分 683,000,000 円 上記資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額と、すべての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。行使価額が修正された場合には、上記資金調達の額は増加又は減少します。また、新株予約権の権

	利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記資金調達額は減少します。
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	<p>当初行使価額 683 円  上限行使価額はありませぬ。  下限行使価額 410 円</p> <p>行使価額は、割当日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。但し、当該通知を当社が受領した時点において、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日（東京証券取引所で売買立会が行われる日（但し、本株式について、取引所においてあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合（一時的な取引制限も含まれます。）、当該日は「取引日」にあたらぬものとしませぬ。）をいいます。以下同様です。）が修正日となります。）に、修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額に修正されませぬ。但し、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額としませぬ。</p>
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、マッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てませぬ。
(8) その他	<p>本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」といいます。）は、平成 27 年 3 月 25 日から平成 29 年 3 月 24 日までの 2 年間です。当社は、マッコーリー・バンク・リミテッドとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生日後、新株予約権買取契約（以下「新株予約権買取契約」といいます。）を締結する予定です。新株予約権買取契約においては、割当予定先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当予定先からの譲受人が新株予約権買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継する旨が規定される予定です。</p>

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資された財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた額です。行使価額が修正された場合には、資金調達額は増加又は減少する可能性があります。

また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。

## ②無担保社債（私募債）

（本社債の概要）

- |            |                    |
|------------|--------------------|
| (1) 名称     | 株式会社大泉製作所第1回無担保社債  |
| (2) 社債の総額  | 金 200,000,000 円    |
| (3) 各社債の金額 | 金 10,000,000 円     |
| (4) 払込期日   | 平成27年3月26日         |
| (5) 償還期日   | 平成29年3月24日         |
| (6) 利率     | 年 3.0%             |
| (7) 発行価額   | 額面 100 円につき金 100 円 |
| (8) 償還価額   | 額面 100 円につき金 100 円 |
| (9) 償還方法   | 満期一括償還             |

但し、本社債権者は、遅くとも5営業日前までの通知をもって、本社債の全部又は一部及び償還日までに発生する利息を加算した金額を期限前に償還することを、当社に対して請求することができます。そのため、本社債権者が本新株予約権を行使するのと同時に本社債の償還を求めた場合には、本社債の未償還額が残存する限り、その償還には本社債権者が払い込んだ新株予約権行使による払込金を優先して充てさせていただきます。また当社は、遅くとも5営業日前までの通知をもって、本社債の全部又は一部及び償還日までに発生する利息を加算した金額を期限前に償還することを本社債権者に対して請求することができます。

- |            |  |
|------------|--|
| (10) 利払方法  | 利息は年4回（3月、6月、9月及び12月の最終営業日）並びに予定償還日又は本社債の償還日に支払われます。 |
| (11) 総額引受人 | マコーリー・バンク・リミテッド                                      |

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 当該資金調達の目的及び理由

当社は昭和14年8月に、後に当社初代取締役となる松井角平らが、航空機の高性能電気接点の製造を目的とする日本接点研究所として創業、その後、法人組織に改組し、昭和19年3月25日に株式会社大泉航空機器製作所として設立されました。

戦後、昭和 20 年 10 月に社名を現在の株式会社大泉製作所と改め、民需の電気接点の製造を開始しましたが、昭和 27 年 2 月に電気通信省電気通信研究所よりサーミスタ（注）の試作依頼を受け研究開発を開始、昭和 30 年 1 月に電話交換機用のサーミスタの生産を開始致しました。以来、50 有余年にわたり、半導体セラミック技術及び金属、プラスチック、ガラス技術の蓄積を重ね、サーミスタを組み込んだ各種温度センサの開発に取り組み、高品質製品の供給に努めております。

当社の主力製品であるサーミスタ及び温度センサの主要顧客は、日系及び非日系の自動車部品メーカーや日系の空調・家電メーカーであり、主要顧客の中国への生産拠点の移管、拡大に伴い、平成 7 年に当社も中国広東省東莞市にて委託生産を開始し、その後、平成 16 年に子会社である東莞大泉傳感器有限公司を設立し中国での生産を開始いたしました。

当社は平成 24 年 6 月に東京証券取引所マザーズ市場に上場を果たしましたが、その後、主に中国国内の人的コストの高騰と元高・円安による円換算での製造コストの増加により収益が悪化し、自己資本比率が平成 24 年 3 月期末時点の 7.2%から平成 26 年 3 月期第 2 四半期末時点の 4.9%まで低下したため、財務基盤の改善が急務の経営課題となっております。その後の業績回復に加え、平成 25 年 12 月に第三者割当による新株予約権付社債及び新株予約権の発行を行ったことにより、平成 27 年 3 月期第 3 四半期末時点の自己資本比率は 11.0%まで回復しておりますが、財務基盤の安定化を目指すうえで十分な水準とは言えず、また、有利子負債比率も平成 24 年 3 月期末の 59.1%から平成 27 年 3 月期第 3 四半期末 53.5%と高止まりしており、有利子負債の削減による更なる財務基盤の強化が必要です。

当社は、これまでの日本国内、中国工場に加え、平成 26 年にタイ工場を設立し、顧客により近い地域で温度センサの組立を行うことで「生産体制のリスク分散」ならびに「地産地消」による為替リスクの軽減を図っております。一方、サーミスタの生産は日本国内に集中することで品質の安定化ならびにノウハウの流出を防止しております。

当社のサーミスタ及び温度センサの主要顧客は、日系の自動車部品メーカー及び空調・家電メーカーが中心でしたが、世界的に省エネ、環境重視の傾向が強まっており、自動車産業においても、日系自動車メーカーが先行していたHV、EV自動車分野に欧米の自動車メーカーが参入してきているほか、欧米の自動車メーカーの主力分野であるディーゼル車についても新技術の開発が相次いでおります。近年、当社でも非日系の自動車メーカーからの取引が増加しており、今後、日本国内工場でのサーミスタ増産が見込まれます。

一方、日本国内にあるサーミスタの生産設備は、経年使用により老朽化が進んでおります。これまで生産に支障を来さぬようメンテナンスを行いながら稼働して参りましたが、その稼働率は低下しております。今後の増産を見据える中で安定的に製品供給を継続するためには、早期での老朽化設備の更新が課題となっております。

また、当社の主力製品であるサーミスタ及び温度センサは、主要顧客である自動車部

品メーカーや空調・家電メーカーの製品開発に伴い、常に新しい製品を開発し顧客ニーズに応える必要があります。

当社は、従来より主要顧客の仕様に応じた温度センサの設計技術力に強みがあり、顧客からの信頼度が高いものの、サーミスタの改良やその材料の研究開発には市場からのニーズも少なかったことから、ほとんど注力しておりませんでした。しかしながら、主要顧客における技術革新の結果、使用用途の拡大が進み、サーミスタの特性改良及び材料開発のニーズが高まってまいりました。

そのため、当社では、サーミスタの基礎研究開発や材料開発に関する広い知識を社外から求める必要があることから、平成26年4月より岩手大学と共同で新サーミスタの基礎研究開発を開始し、新製品の開発に取り組んでおります。今後も岩手大学のみならず、積極的に他の大学や研究機関との共同研究テーマを発掘して、今まで遅れていた基礎研究開発を加速化し、市場や顧客が求める製品を投入する必要があります。これに関連する検査機器や計測機器、及び試作品製造機械等の新規の設備投資が必要になるものと考えております。

そこで、当社は、平成27年3月期末での有利子負債の削減、老朽化設備の更新ならびに新サーミスタの基礎研究開発設備等に必要な資金を調達することを目的として、必要な資金を確保すべく当社にとって現時点で選択可能な様々な資金調達策を検討した結果、それらのうち最適な選択肢となる資金調達策として本社債及び本新株予約権の発行を決議することといたしました。

なお、下記「3. 新株予約権の発行の方法を選択した理由 (1) 資金調達方法の概要 ②無担保社債」に記載のとおり、当社は本新株予約権の発行の翌営業日にマッコーリー・バンク・リミテッドに対して、一定の前提条件の充足を条件として、発行価額の総額2億円の本社債を発行することを予定しています。当社と本社債権者との間で締結される予定の社債買取契約（以下「社債買取契約」といいます。）において、本社債権者は、いつでも本社債の元本の全部または一部の期限前償還を求めることができるとされています。そのため、本新株予約権が行使された場合でも、同時に本社債の元本の償還が求められた場合には、その範囲で、本新株予約権の行使金額は、本社債の償還に用いられる可能性があります。しかしながら、本新株予約権は、将来の当社の株価の動向次第では行使がされない場合もあり、その場合は本新株予約権の行使による資金調達ができなくなる又は当初想定額を下回る可能性があります。当社債を発行することにより、本新株予約権の行使を待たずに一定の金額の資金調達がアップフロントで可能となるという意味があります。

(注) サーミスタ：熱に敏感な抵抗体の総称です。抵抗のことを英語ではResistanceといい、抵抗体のことをResistorといいます。一方、熱を意味する英語にThermalという言葉があり、熱に感じやすい抵抗体をThermally Sensitive Resistorといいます。サーミスタ（Thermistor）とは、これらの用語から造られた言葉です。

### 3. 新株予約権の発行の方法を選択した理由

#### (1) 資金調達方法の概要

##### ①行使価額修正条項付新株予約権

本件の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。また、上記「1. 募集の概要②無担保社債(私募債)」に記載のとおり、本新株予約権発行の翌営業日に、割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドに対して本社債を発行することで、本新株予約権の行使を待たずに当社が一定の資金を調達する仕組みとなっております。本新株予約権の行使価額は平成27年3月25日以降、本新株予約権の発行要項(以下、「新株予約権発行要項」といいます。)第12項に定める期間の満了日まで、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額に修正されます。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。

本新株予約権が全て行使された場合の交付株式数は1,000,000株となり、当社の発行済株式総数7,094,468株を分母とする希薄化率は14.09%となる見込みです。

##### ②無担保社債

当社は本新株予約権の発行の翌営業日に、割当予定先に対して、(i)本社債発行日又はそれ以前のいずれかの日において(ただし、本社債発行日(同日は除く。)に先立つ10営業日以内でなければならない。)本新株予約権の目的である株式の総数に本新株予約権の下限行使価額の125%(513円)を乗じた総額が200,000,000円を超えること、(ii)当社株式の東京証券取引所の普通取引における終値が本社債発行日直前の10取引日連続で本新株予約権の下限行使価額の125%(513円)を上回っていること、(iii)本社債発行日直前の10連続取引日における本株式の東京証券取引所での普通取引の日次売買代金の平均が1日あたり30,000,000円を上回っていること、(iv)本新株予約権に関して、新株予約権発行要項又は新株予約権買取契約に定められる場合以外の本新株予約権の行使を制限する事由が何ら存在しないこと等の一定の前提条件の充足を条件として、上記1.募集の概要に記載の内容にて総額2億円の当社債を発行することを決議しております。本新株予約権は、将来の当社の株価の動向次第では行使がされない場合もあり、その場合は本新株予約権の行使による資金調達ができなくなる又は当初想定額を下回る可能性があるため、当社債を発行することにより、本新株予約権の行使を待たずに一定の金額の資金調達がアップフロントで可能となり、借入金の早期圧縮も可能となることから、本新株予約権の発行と同時に決議をいたしました。なお、当社債で調達した資金は、金融機関からの既存借入金の返済等に充当することを予定しております。

また、社債買取契約において、当社債権者は、本新株予約権について取得事由が生じた場合、又は新株予約権買取契約が解除された場合は、償還日から最低でも5営業日前までに

通知することより、自らの裁量により、本社債の元本の全部又は一部の期日前償還を求めることができるかとされています。また、社債買取契約において、当社は、本社債発行日以降に、本社債権者に対する遅くとも5営業日前までの通知をもって、かかる通知に定められている期日前償還日に全部又は一部の本社債の額面に直前の利息支払日（同日を含みません。）から当該償還日までに発生する利息を加算した金額を支払うことにより、本社債を期日前に償還することを請求することができるかとされています。

当社は、本新株予約権が行使されると同時に本社債権者が本社債の償還を求めた場合には、本社債の未償還額が残存する限り、本新株予約権の行使金額を本社債の償還資金として使用いたします。また、本社債未償還額が残存し、本新株予約権の行使が進まずに本社債の期日前償還を求められた場合には、手元資金によって償還する可能性があります。

## （2）資金調達方法の選択理由

本スキームには下記「（3）資金調達方法の特徴」に記載の〔メリット〕及び〔デメリット〕並びに〔本新株予約権のその他特徴〕がありますが、当社の資金需要や市場環境等を勘案しながら機動的に資金を調達することができ、既存株主の利益への影響を抑えながら自己資本を増強することが可能であることから、下記「（3）資金調達方法の特徴」に記載の〔他の資金調達方法との比較〕のとおり、他の資金調達方法と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定しました。

## （3）資金調達手法の特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

なお、当社としては、以下に記載するように、本スキームのデメリットは主に当社普通株式の株価が低迷した場合に予定した資金調達が実現できず、本新株予約権者が当社普通株式を市場で売却することが株価の下落要因になることであると考えております。しかし、本スキームには、以下に記載するメリットがあるほか、本社債の発行により2億円をアップフロントで調達でき、本社債での調達資金により有利子負債の圧縮を行うことで財務基盤の安定に資するものと見込んでおります

### 〔メリット〕

#### ① 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は、1,000,000株で固定されており、最大交付株式数が限定されております。そのため、行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません（但し、新株予約権発行要項第11項に記載のとおり、調整されることがあります。）。

## ② 取得条項による買入消却

将来的に本新株予約権による資金調達の実現性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社の選択により、本新株予約権の払込期日の翌日以降、いつでも残存する本新株予約権を新株予約権発行要項第 14 項記載の取得条項に従って取得することが可能です。取得価額は発行価額と同額であり、追加的な費用負担は発生いたしません。

## ③ 当社による不行使期間の指定

当社は、株式購入保証期間（以下に定義します。）中及び割当予定先が保有する当社の未償還の本社債が残存している場合を除く本新株予約権の行使期間中、本新株予約権者が本新株予約権を行使することができない期間（以下「不行使期間」といいます。）を 2 回まで定めること（注 1）ができます。これによって当社は、株価が当初の行使価額を大幅に上回って上昇した場合には、割当予定先による権利行使時期に一定の制限を課し、かつ、一定程度、権利行使のタイミングを選択することが可能になります。

### （注 1）不行使期間

1 回の不行使期間は 10 連続取引日以下とし、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って 3 取引日前までに書面により指定期間の通知を行います。

## ④ 株式購入保証

新株予約権買取契約において、行使期間中、当社は、(i)当社が割当予定先に対して一定の様式の書面による事前の通知により株式購入保証期間を適用する日を指定すること、及び(ii)ある株式購入保証期間の終了日と他の株式購入保証期間の開始日の間は、少なくとも 5 取引日以上の間隔を空けることを条件として、1 回又は複数回、株式購入保証期間の適用を指定することができます。割当予定先は、契約上の合意事項として、各株式購入保証期間において、その裁量で 1 回又は複数回に分けて、総額 2 億円相当の本新株予約権の行使を行うこととされています。

但し、(i)ある株式購入保証期間の初日において 2 億円を下回る本新株予約権が残存する場合には、割当予定先は、その時点で未行使の本新株予約権を行使すれば足り、(ii)ある株式購入保証期間中に、行使期間の末日、新株予約権発行要項第 14 項記載の取得事由に定める取得日又は新株予約権買取契約に基づく取得請求権（注 2）による取得日のいずれかの日（以下「早期終了日」といいます。）が到来する場合、割当予定先は早期終了日時点において 2 億円に不足する金額が生じたとしても、かかる不足額を当社に提供するいかなる義務を負わないものとされます。

なお、「株式購入保証期間」とは、当社が株式購入保証期間の適用を指定した日の翌適格取引日から起算して 20 適格取引日の期間をいい（但し、2 億円が当該株式購入保証期間満了前に当社に提供された場合、その時点で割当予定先は当該株式購入保証期間の終了を決定できるものとされます。）、「適格取引日」とは、株式購入保証期間内で一定の条件を満たし



た取引日のことであり、一定の条件とは、以下の全ての事由が存在しない取引日のことをいいます（但し、第(vii)号又は/及び第(viii)号の事由が存在する取引日であっても、割当予定先は、その裁量によりかかる取引日（関連する第(vii)号又は/及び第(viii)号の事由が存在しなかった場合、適格取引日に該当していた取引日に限る。）を適格取引日と判断することができます）。

(i) 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の株価が、本新株予約権の下限行使価額に 1.1 を乗じた額以下である場合

(ii) 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の株価が、東京証券取引所が公表する、直前の取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値から 10%以上下落している場合

(iii) 当社普通株式の株式購入保証期間内における取引日の東京証券取引所における普通取引の売買代金が、3,500 万円以下である場合

(iv) 株式購入保証期間内における取引日が上記「③当社による不行使期間の指定」に記載した不行使期間に該当する場合

(v) 株式購入保証期間内における取引日より前に割当予定先が行使していたものの、当該行使により取得することとなる当社普通株式が、当該行使が効力を生じた日から 3 取引日を超えて割当予定先に交付されていない本新株予約権が存在する場合

(vi) 割当予定先による行使が、制限超過行使（本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる当社普通株式数が払込期日時点における上場株式数（東京証券取引所が当該払込期日時点に公表している直近の上場株式数をいいます。払込期日後に行われた株式の分割、併合又は無償割当てが行われた場合に公正かつ合理的に調整された上場株式数を含みます。）の 10%を超えることとなる場合における当該 10%を超える部分に係る本新株予約権の行使をいいます。）又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 11 条第 1 項本文所定の制限に該当する場合

(vii) 新株予約権買取契約に基づく当社の表明保証のいずれかに表明保証時点において誤りがある場合又は表明保証時点後不正確になった場合

(viii) 当社が新株予約権買取契約に定める誓約事項のいずれかに違反している場合

#### （注 2） 取得請求権

新株予約権買取契約には、①いずれかの取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 10 取引日連続して平成 27 年 3 月 6 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 50%（342 円）（但し、新株予約権発行要項第 11 項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整された行使価額の 50%とするものとします。）を下回った場合、②いずれかの 20 連続取引日間の当社普通株式の 1 取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、35,000 株（但し、新株予約権発行要項第 6 項第 2 号乃至第 4 号により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて調整されるものとします。）を下回った場合、③割

当予定先が本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、④東京証券取引所における当社普通株式の普通取引が5営業日以上この期間にわたって停止された場合には、割当予定先は、それ以後いつでも（株式購入保証期間中であるか否かを問わない。）、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができるものと定められています。当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、本新株予約権の発行価額と同額の金銭と引換えに、当該取得請求に係る本新株予約権の全部を取得します。なお、本新株予約権の行使期間の満了日までに割当予定先により有効に当該取得請求権が行使された場合、当社が割当予定先に支払うべき本発行価額相当額の支払義務は、本新株予約権の行使期間が満了したことを理由として消滅又は免除されることはありません。

[デメリット]

① 当初資金調達額が限定的

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、本新株予約権の行使個数に応じた割当株式数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるため、本新株予約権の発行時点では、資金調達額が限定されます。

② 株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に当初行使価額を下回り、当社が行使価額を修正しない場合などでは、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。また、当社が行使価額を修正した場合においても、株価が当初行使価額を下回る状況では資金調達額が当初想定額を下回る可能性があります。

③ 割当予定先が当社株式を市場売却した場合、当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を機関投資家に対し又は市場で売却することを前提としており、現在の当社株式の流動性に鑑みると、割当予定先による当社株式の市場での売却により当社株価が下落する可能性があります。

④ 割当予定先が本新株予約権を行使せず、資金調達がなされない可能性

割当予定先に本新株予約権の行使義務が生じる場面は限られていますので、割当予定先が行使をしない場合、資金調達額は当初想定した額を下回る可能性もあります。

⑤ 取得請求権により資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性

本新株予約権発行後、当社普通株式の株価が大幅に下落した場合又は東京証券取引所における当社普通株式の平均売買出来高が大幅に減少した場合、割当予定先が取得請求権（注2）を行使することにより、調達額が減少する場合があります。

⑥ 第三者割当方式により投資家が限定的

第三者割当方式という当社と割当予定先のみの契約であるため、不特定多数の新投資家から資本調達を募るといった点において限定的な資金調達となっております。

[本新株予約権のその他特徴]

新株予約権買取契約には、以下の内容が含まれます。

① エクイティ性証券の発行

本新株予約権が残存する限り、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことに合意します。但し、i. 当社の役員、従業員及び当社の子会社の役員、従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、並びに ii. 当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社又は貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限り）を除きます。

② 優先交渉権に関する条項

(i) 本新株予約権の行使期間の満了日、(ii) 当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には当該行使が完了した日、(iii) 当社が割当予定先の保有する本新株予約権の全部を取得した日、及び(iv) 新株予約権買取契約が解約された日、のいずれか先に到来する日から6ヶ月後までの間に、当社株式の交付と引き換えに当社に取得される証券（権利）若しくは当社に取得させることができる証券（権利）、又は当社株式の交付を当社に請求できる新株予約権の交付と引き換えに当社に取得される証券（権利）若しくは当社に取得させることができる証券（権利）、当社株式、又は当社株式の交付を請求できる新株予約権を当社が第三者に対し発行（当社普通株式の発行に関しては自己株式の処分を含みます。）しようとする場合（但し、i. 当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、並びに ii. 当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券（権利）を発行する場合（当該事業会社が金融会社もしくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限り）には、当社が当該第三者に対する新株及び新株予約権等の発行に合意する前に、割当予定先に対して、同条件にてその予定する発行額の全部又は一部について、引受け又は購入する意図があるかどうかを確認するものとし、割当予定先が引受け又は購入を望む場合には、当該第三者の代わりに又は当該第三者を加えて、割当予定先に対して同条件にてかかる証券（権利）を発行することができます。

### ③ 解約条項

割当予定先は、(i)新株予約権買取契約が履行不能又は履行困難となるような、不可抗力とみなされる事態が生じ又は生じるおそれがある場合、(ii) 国家の又は国際的な金融・財政状態、政治情勢若しくは経済情勢又は為替レート若しくは為替管理に関して、割当予定先の合理的な意見として、新株予約権買取契約締結日以降、本新株予約権の買取又は本新株予約権の行使、これによって取得する本株式の売却に重大な悪影響が生じ又は生じるおそれがある場合、(iii) 割当予定先による本新株予約権の保有、行使又は、これによって取得する本株式の売却が法令若しくは規則に反することとなった場合又はそのおそれがある場合、(iv) 割当予定先が新株予約権買取契約に定められた前提条件のいずれかにつき、払込期日までに合理的に満足せず、かつ、放棄もされない場合、(v) 当社の表明保証に表明保証時点において誤りがある場合、若しくは、表明保証時点以降不正確になった場合、又は誓約・合意に違反した場合、(vi) 新株予約権発行要項第 14 項第 2 項に定める事由が発生した場合、いつでも当社に通知することにより、新株予約権買取契約を解約することができます。また、かかる場合、割当予定先は当社に通知することにより、本新株予約権の一部又は全部の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は本新株予約権 1 個当たり発行価額と同額で当該本新株予約権を 15 取引日以内に取得するとともに、当社の責めに起因して割当予定先に生じた損失を補償します。

#### [他の資金調達方法との比較]

当社は、この度の資金調達に際して、金融機関からの借入れ、公募増資、第三者割当増資、株主割当等の資金調達方法を検討いたしました。今回の資金使途は主に有利子負債の圧縮及び老朽化設備の更新ならびに新製品開発設備を内容としています。従って、資本の調達は新規の借入れによる資金調達に比較して資金使途特性により適合するものと判断いたしました。また、新株予約権の無償割当てによる増資であるライツ・オフリングについては、既存株主における希薄化の影響を限定できるメリットはあるものの、新株流通による需給悪化懸念などから株価が大きく乱高下するおそれがあるため、既存株主へ与える影響が大きくなること、コミットメント型ライツ・オフリングにおいては、引受手数料等のコストが増大することが予想されること、ノンコミットメント型ライツ・オフリングにおいては、昨年の東京証券取引所有価証券上場規程等の変更による新株予約権の上場基準見直しにより、最近 2 年間に於いて経常利益の額が正である事業年度がない場合にはノンコミットメント型ライツ・オフリングは実施できないとされているところ、当社はかかる基準を満たしておらず、ノンコミットメント型ライツ・オフリングを実施できない状況であるため、かかる手法は資金調達方法の候補から除外しております。一般に公募ないし第三者割当による新株発行は、一度に多額の資金調達を可能とする反面、将来の 1 株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きく、また、複数の投資家に打診を行いました。株式市場における当社の株価と当社の収益力及び財務内容による算定株価に乖離があるとの意見を受け、難しいと判断しました。また、株主

割当方式での新株式の発行では、希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。さらに、行使価額が固定されたままの新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となります。したがって、当社といたしましては株価水準に応じた段階的な資金調達が可能であるため、上記特徴を有する本新株予約権の発行という方法を資金調達方法として選択いたしました。行使価額修正条項のディスカウント率は、本新株予約権の行使の促進による資金調達が当社の業績及び財務にとって重要となることから、近時の同種事例等も参考に、割当予定先との協議を踏まえ10%といたしました。なお、当社は、上記の通り、マッコーリー・バンク・リミテッドに対して本新株予約権の発行と同時に社債買取契約を締結し本社債を発行することを予定しております。本新株予約権の行使による資金調達ができなくなる又は当初想定額を下回る可能性があるため、本社債を発行することにより、本新株予約権の行使を待たずに一定の金額の資金調達がアップフロントで可能となり、借入金の早期圧縮も可能となることから、本新株予約権の発行と同時に決議をいたしました。なお、本社債で調達した資金は、金融機関からの既存借入金の返済等に充当することを予定しております。また、本社債未償還額が残存し、本新株予約権の行使が進まず本社債の償還を求められた場合には、手元資金によって償還する可能性があります。

#### 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

##### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 払込金額の総額	688,200,000 円
（ア） 第2回新株予約権の発行	5,200,000 円
（イ） 第2回新株予約権の行使	683,000,000 円
① 発行諸費用の概算額	39,650,000 円
② 差引手取概算額	648,550,000 円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(5,200,000円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(683,000,000円)を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」といいます。)は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額は、登録免許税等1,000,000円、弁護士費用(本件スキームに関する法的助言、開示資料等のリーガルチェック他)2,000,000円、新株予約権の公正価値算定費用1,500,000円、アドバイザー費用34,150,000円(本

新株予約権の行使により、当社へ割当先のマッコーリー・バンク・リミテッドから入金された金額に5%を乗じて計算した金額を株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーに支払います)、開示資料作成アシスト費用を1,000,000円、信託銀行費用等の合計額であります。

4. 払込金額の総額は、すべての新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正された場合には、新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な用途

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
本社債償還資金	200	平成27年4月～平成29年3月24日
老朽化設備の更新 (内訳)	314	平成27年3月～平成29年3月
センサ工業(株)第1工場	119	
八甲田電子(株)	93	
大泉製作所十和田工場	84	
センサ工業(株)八戸工場	18	
新サーミスタの基礎研究開発ならび に試作にかかる新規投資	134	平成27年3月～平成29年3月

(注) 1. 本社債200百万円は、金融機関からの既存借入金の返済等に充当いたします。

なお、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の用途に充当する支出予定金額を上回って資金調達をすることができた場合には、金融機関からの借入金の返済に充当する予定であります。

2. 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金を速やかに支出する計画がありますが、支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。
3. 上記手取金の用途のうち、老朽化設備の更新と新サーミスタの基礎研究開発設備の投資については、老朽化設備の更新を優先的に実行する予定ですが、具体

的な投資はその緊急度並びに業務上の必要性を勘案し、順次実行していく予定です。なお、本社債権者が本社債の償還を求めた場合には、本新株予約権の払込みにより調達した資金のうち 200 百万円は、本社債の償還資金として優先的に使用いたします。

#### ①老朽化設備の更新

当社は、昭和 30 年よりサーミスタの生産を開始し、以来、国内では青森県を中心に生産工場を拡張してまいりました。現在、青森県内に当社十和田工場のほか子会社を含め 5 ヶ所の生産工場を構え、サーミスタから温度センサまでを一貫生産しておりますが、既存の生産設備は経年使用による老朽化が進んでおり、一部、老朽化設備の不具合が度々発生しております。

現在は、顧客への製品供給に支障を来たさぬよう設備メンテナンスならびに生産ラインを組替えることで対応しておりますが、その稼働率は低下しております。今後の生産量増加を見据える中で安定的に製品供給を継続するためには、早期での老朽化設備の更新が必要です。

本新株予約権の発行により、重要かつ緊急性の高い既存設備から順次、設備更新を行う予定です。

また、本新株予約権の行使状況により想定どおり資金調達が出来なかった場合には、必要に応じて新たな資金調達の方法の検討を図る予定であります。

#### ②新サーミスタの基礎研究開発ならびに試作にかかる新規投資

当社は、平成 26 年 4 月より岩手大学との産学共同研究事業を開始し、新サーミスタの基礎研究開発を進めて参りました。今後も岩手大学のみならず、積極的に他の大学や研究機関との共同研究テーマを発掘し、基礎研究開発を推進する計画です。これに伴い、検査機器や計測機器、及び試作品製造機械等の新規の設備投資が必要となるものと考えております。本新株予約権の発行により基礎研究開発向けの設備投資を行うことで将来の収益機会の拡大が実現するものと見込んでおります。研究開発の進捗状況を見ながら順次、新規投資を行う予定です。

また、本新株予約権の行使状況により想定どおり資金調達が出来なかった場合には、必要に応じて新たな資金調達の方法の検討を図る予定であります。

#### 5. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の本新株予約権の発行により調達する資金は、上記「①調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当社の今後の収益の向上に寄与するものであり、合理的であると判断しております。

なお、調達する資金のうち、本新株予約権の行使による調達額（683,000,000 円）につきましては、本新株予約権の行使価額が修正された場合、本新株予約権が行使されない場合

又は本新株予約権を消却した場合には、当初計画通りに資金調達ができない可能性があります。その場合には、資金使途に係る資金調達を別途検討することにより対応する予定であります。

## 6. 発行条件等の合理性

### (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂 1-1-8）に依頼しました。当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の新株予約権買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを適用して算定を実施するものとなりました。

また、当該算定機関は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性等について一定の前提を置いた上で、当社の資金調達需要及び権利行使行動並びに割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提（当社は割当先の権利行使を促進する行動を取るものとし当社の通知による取得又は不行使期間の指定が行われないこと、割当予定先が株式保証期間設定に関わらず株価が下限行使価額を一定以上上回っている場合に、出来高の一定割合（12.5%）の株数の範囲内で権利行使を行うこと、及び権利行使して取得した株式を市場で売却することを含みます。）を置き、評価を実施しています。さらに、割当予定先による新株予約権の行使に際して発生することが見込まれる株式処分コスト及び割当予定先の事務負担・リスク負担等の対価として発生することが見込まれる新株予約権の発行コストについて、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討した上で、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準のコストが発生することを想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を571円とし、本新株予約権の行使価額は当初、平成27年3月6日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%相当額としました。

本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。



なお、監査役3名全員（うち社外監査役2名）より、当該算定機関による算定手法や算定の前提に不合理な点が見受けられないこと、当該算定機関による評価結果を踏まえて発行価額を決定していることから、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利な金額ではないとする取締役会の判断を相当とする旨の意見を得ております。

## （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社の普通株式の数 1,000,000 株であり、議決権の数は 10,000 個であります。よって、全ての本新株予約権が行使された場合の本資金調達による希薄化率は、平成 27 年 3 月 9 日現在の当社普通株式の発行済株式総数 7,094,468 株に対し 14.09%（平成 27 年 3 月 9 日現在の議決権総数 70,936 個に対し 14.09%）となっております。また、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社の普通株式の数 1,000,000 株に対し、当社過去 6 ヶ月間における 1 日当たり平均出来高は 496,184 株（49.6%）であります。したがって、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である 2 年間（年間取引日数：245 日／年営業日で計算）で行使して希薄化規模が最大化になった場合、1 日当たりの売却数量は 2,040 株となり、上記 1 日当たりの平均出来高の 0.4% となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。今回の第三者割当による新株予約権の募集（以下、「本募集」）において割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは経営への関与をせず、行使した全新株を市場にて売却する意思を表明しております。また、本募集は当社及び当社既存の株主にとっても、本新株予約権について当社が不行使期間を指定できることから新株予約権の行使のタイミングについてある程度のコントロールが可能であり、急激な既存株式の希薄化を防止し得る点で優位性があり、この資金調達により当社の成長戦略を後押し、結果的に企業価値の向上に寄与することから、既存株主の利益に資するものと考えております。当社といたしましては、今回の第三者割当による新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると考えております。なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本新株予約権より有利な資金調達方法が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)
(2) 所 在 地	Level6, 5 Martin Place, Sydney NSW 2000 Australia
(3) 代表者の役職・氏名	会長 H.K. マッキャン(H.K. McCann) CEO M.J. リームスト (M.J. Reemst)
(4) 事 業 内 容	商業銀行
(5) 資 本 金	A\$8,157 million(776,464 百万円) (平成 26 年 3 月 31 日現在)
(6) 設 立 年 月 日	1985 年 2 月 28 日
(7) 発 行 済 株 式 数	普通株式 501,561,948 株
(8) 決 算 期	3 月 31 日
(9) 従 業 員 数	13,913 人 (マッコーリーグループ) (平成 26 年 3 月 31 日現在)
(10) 主 要 取 引 先	個人及び法人
(11) 主 要 取 引 銀 行	—
(12) 大株主及び持株比率	Macquarie B.H. Pty Ltd, 100%
(13) 当事会社間の関係	
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。又、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。又、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。又、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。又、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2012年3月末	2013年3月末	2014年3月末
連結純資産	804,074百万円	849,950百万円	903,450百万円
連結総資産	11,809,937百万円	12,751,700百万円	13,308,334百万円
1株当たり連結純資産(円)	1,603.14	1,694.61	1,801.27
連結純収益	408,587百万円	451,312百万円	521,828百万円
連結営業利益	76,583百万円	100,935百万円	132,692百万円
連結当期純利益	55,507百万円	66,113百万円	73,623百万円
1株当たり連結当期純利益(円)	110.67円	131.81円	146.79円
1株当たり配当金(円)	218.22円	246.81円	77.76円

(注) 上記表の各円換算額については各決算日のA\$レートの仲値で換算し記載しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な用途」の事業計画を迅速に実行するためには、当該目的の実現に十分な額の事業資金につき、機動的で、かつ既存株主の利益を十分に配慮した資金調達手段を確保することが必要です。

平成27年3月期末での有利子負債の削減、老朽化設備の更新ならびに新サーミスタの基礎研究開発設備等に必要な資金を調達することが必要不可欠であるという当社が置かれた状況を勘案致しますと、これらに要する資金を機動的に調達できる手段としては、第三者割当の方法が最善の手段であると判断し、割当先を選定するため複数の投資家と交渉してまいりました。

その中で、従前より、従業員向け株式オプション制度の提案や株価算定評価等で取引のある株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー（東京都港区 代表取締役社長 小幡 治）より外資系金融機関のマッコーリー・バンク・リミテッドを割当予定先として当社に本新株予約権の発行を提案してまいりました。割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッド（Level 6, 50 Martin Place, Sydney NSW2000, Australia 会長 H. K. マッキャン（H. K. McCann）はマッコーリー・グループ・リミテッド（オーストラリア証券取引所（ASX）に上場）の完全子会社であります。当社はマッコーリー・バンク・リミテッドの担当者との面談を通じて、当社の資金需要等の説明を行うとともに、割当予定先の会社概要の説明を受けました。その際、割当予定先から本新株予約権及び本社債を通じたアップフロントでの資金調達が可能な本スキームの提案を受けました。本スキームは、当社の資金需要に合致する資金調達を実施できる可能性が高いと判断したことから、当社の事業戦略、資金需要の必要性及び時期等をご理解いただいたうえで、今回の資金調達への支援につき割当予定先との間で交渉を行うこととなりました。資金調達に関しては、当社役員が他の複数の会社から提案をいただいておりますが、割当予定先の担当者との協議

を進め検討した結果、割当予定先の株式を 100%所有するマッコーリー・ビーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドの所有者であるマッコーリー・グループ・リミテッドは、同社のホームページによると、1969 年の創業以来 40 年以上にわたり、銀行業務、資金調達、M&A アドバイザリー、投資業務、資金運用などの各種金融サービスを世界 28 ヶ国で展開し、世界で上位 50 社に数えられる資金運用機関として 13,600 名を超える社員を有するマッコーリー・グループの持株会社としてオーストラリア証券取引所（ASX）に上場しており、オーストラリアの大手金融機関であり社会的な信頼が大きいこと、また割当予定先が日本において既に多くの投資実績（平成 22 年 8 月から平成 27 年 3 月までの期間において日本国内の上場会社 18 社に対する投資実績）を残しており、本件に関する豊富なノウハウを持ち合わせていることから、マッコーリー・バンク・リミテッドを割当予定先として選定するに至りました。

### （3）割当予定先の保有方針及び転換（行使）制限措置

本新株予約権について、当社と割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、本新株予約権の譲渡には当社の取締役会による承認が必要です。

なお、当社役員と割当予定先の担当者との協議において、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを確認しております。

また、当社と割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条及び同施行規則第 436 条第 1 項及至第 5 項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第 13 条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得する株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10%を超える部分に係る転換又は行使（以下「制限超過行使」といいます。）を制限する旨を新株予約権買取契約にて規定する予定です。具体的には、①割当予定先が制限超過行使を行わないこと、②割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、③割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、④割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、⑤当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、⑥当社は、割当予定先からの転売先となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。）との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等の内容について、新株予約権買取契約により合意します。

#### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッド、の経営成績及び財政状態について平成 23 年(2011 年)度から平成 25 年(2013 年)度のアニュアルレポート(豪州の平成 13 年(2001 年)会社法(英名:Corporations Act 2001)に基づく資料)によれば、平成 26 年 3 月 31 日現在の割当予定先単体での現金及び現金同等物は A \$10,657million(円換算額:1,014,439 百万円)、参考為替レート:95.19 円(平成 26 年 3 月 31 日時点の三菱東京 UFJ 銀行の公表相場中値)となっており、過去の推移から鑑みて、払込み及び本新株予約権の行使に要する財産の存在について確実なものと判断しております。

#### (5) 株券貸借に関する契約

割当予定先と当社および当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

#### (6) 割当予定先の実態

割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、マッコーリー・ビーエイチ・ピーティールワイ・リミテッドの 100%子会社であり、マッコーリー・ビーエイチ・ピーティールワイ・リミテッドは、オーストラリア証券取引所(ASX)に上場し、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁 APRA(Australian Prudential Regulation Authority)の監督及び規制を受けておりますマッコーリー・グループ・リミテッドの 100%子会社であります。また、マッコーリー・グループは、金融行動監視機構(Financial Conduct Authority)及びプルーデンス規制機構(Prudential Regulation Authority)の規制を受ける英国の銀行であるマッコーリー・バンク・インターナショナルも傘下においております。日本においては、割当予定先とは互いに直接の資本関係のないものの、割当予定先と同様に、マッコーリー・グループ・リミテッド(オーストラリア証券取引所(ASX)に上場)の完全子会社であるマッコーリーキャピタル証券会社が第一種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社は割当予定先の担当者との面談によるヒヤリング及び APRA ホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で確認しております。以上から、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

## 8. 大株主及び持株比率

割当前 (平成 26 年 9 月 30 日現在)	持株比率
アジア リカバリー ファンド エルピー (常任代理人 敬和綜合法律事務所)	19.53%
ダブリュエルアール リカバリー ファンド ツー エルピー (常任代理人 敬和綜合法律事務所)	11.81%
アジア リカバリー コー インベストメント パートナーズ エルピー (常任代理人 敬和綜合法律事務所)	8.03%
日本証券金融株式会社	4.23%
株式会社埼玉りそな銀行	3.36%
小手川 隆	3.29%
大泉グループ従業員持株会	2.53%
ソマール株式会社	3.16%
首都圏リース株式会社	1.52%
株式会社 SBI 証券	1.50%

(注) 1. 募集前の持株比率は平成 26 年 9 月 30 日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. マッコーリー・バンク・リミテッドは、割当予定先の本新株予約権の保有目的は投資目的とのことであり、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。したがって、割当予定先による本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、割当後の「持株比率」の記載はしていません。

## 9. 今後の見通し

本件による当社連結業績に与える影響につきましては、合理的な算定が困難なため未定であります。今後、業績見通しが明確になり次第、速やかに開示いたします。

## 10. 企業行動規範上の手続き

### 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績 (連結)

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高	11,113 百万円	10,780 百万円	11,878 百万円
営業利益	427 百万円	△32 百万円	△105 百万円
経常利益	250 百万円	△178 百万円	△259 百万円
当期純利益	219 百万円	△297 百万円	△326 百万円
1株当たり当期純利益	40.75 円	△53.05 円	△56.96 円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり純資産	102.19 円	98.39 円	61.32 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成27年3月9日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	7,094,468 株	100%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—株	—%
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—株	—%
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—株	—%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始 値	—円	400円	199円
高 値	—円	442円	225円
安 値	—円	220円	170円
終 値	—円	240円	179円

② 最近6か月間の状況

	9月	10月	11月	12月	1月	2月
始 値	1,470円	1,040円	665円	895円	775円	706円
高 値	1,887円	1,040円	1,140円	897円	863円	798円
安 値	896円	611円	625円	665円	675円	695円

終 値	1,011円	625円	894円	730円	706円	714円
-----	--------	------	------	------	------	------

(注) 1. 各株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 27 年 3 月 6 日
始 値	685 円
高 値	689 円
安 値	678 円
終 値	683 円

(注) 各株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。



(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

払込期日	平成26年1月15日
調達資金の額	100,000,000円
転換価額	1株当たり209円
募集時における発行済株式数	5,677,000株
割当先	O a kキャピタル株式会社
当該募集による潜在株式数	478,400株
現時点における転換状況	478,468株
発行時における資金使途	タイ工場の設備投資資金
発行時における支出予定時期	平成26年2月～平成28年3月
現時点における充当状況	当初の資金使途に充当済であります。

※発行時における資金使途であった設備の導入時期が前倒しとなったことにより、発行時における資金の支出予定時期より早期に充当済みとなりました。

・第三者割当による第1回新株予約権の発行

払込期日	平成26年1月15日
発行新株予約権数	939,000株
発行価額	1,970,022円(本新株予約権1個当たり2,098円)
発行時における調達予定資金の額	505,100,000円
割当先	O a kキャピタル株式会社
募集時における発行済株式数	5,677,000株
当該募集による潜在株式数	939,000株
現時点における行使状況	行使済株式数939,000株
現時点における調達した資金の額	198,221,022円
発行時における資金使途	タイ工場の設備投資資金
発行時における支出予定時期	平成26年2月～平成28年3月
現時点における充当状況	当初の資金使途に充当済であります。

※発行時における資金使途であった設備の導入時期が前倒しとなったことにより、発行時における資金の支出予定時期より早期に充当済みとなりました。

12. 発行要項  
別紙のとおり

## 株式会社大泉製作所第2回新株予約権（第三者割当）

### 発行要項

#### 1. 本新株予約権の名称

株式会社大泉製作所第2回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）

#### 2. 申込期間

平成27年3月25日

#### 3. 割当日

平成27年3月25日

#### 4. 払込期日

平成27年3月25日

#### 5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てる。

#### 6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,000,000 株（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「**割当株式数**」という。）は 100 株）とする。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 7. 本新株予約権の総数

10,000 個

#### 8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり金 520 円

#### 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 683 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定める修正及び第 11 項に定める調整を受ける。

#### 10. 行使価額の修正

(1) 本第 10 項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90% に相当する金額（円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額）に修正される。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取

引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日(但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日)をいう。

(2) 行使価額は410円(但し、第11項による調整を受ける。)(以下「下限行使価額」という。)を下回らぬものとする。上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。

## 11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{c} \text{新発行・処分} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{1株当たりの時価} \end{array}}}{\begin{array}{c} \text{既発行株式数} \\ + \\ \text{新発行・処分株式数} \end{array}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までには新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により} \text{ 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に

代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成 27 年 3 月 25 日から平成 29 年 3 月 24 日までとする。

## 13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

## 14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って 15 取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 520 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。新株予約権発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第 273 条の規定に従って 15 取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 520 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。新株予約権発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

## 15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

## 16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を FAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、第 20 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

## 17. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

## 18. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

## 19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

新株予約権発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 520 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとし、行使価額は当初、平成 27 年 3 月 6 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 100%相当額とした。

## 20. 行使請求受付場所

株式会社大泉製作所 管理本部総務部

## 21. 払込取扱場所

株式会社埼玉りそな銀行 川越支店



## 22. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の 3 銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

## 23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上